

## 「公共哲学と法」レポート要綱

2009 年 12 月 30 日

「公共哲学と法」(担当：井上達夫) 受講者は下記に従い、レポートを提出すること。

### 1 レポート課題： 以下の文章を読んで、設問に答えよ。

J国では少子高齢化が進み、このままでは将来、労働力の縮小・生産力の減退・社会保障の破綻などが見込まれるため、政府は子育てへの公的支援のための施策として、「子育て支援法」を制定した。これによると、子を1人だけもつ親には月額1万円が、2人以上の子をもつ親には基礎給付金月額2万円と子1人につき月額1万円が、「子育て支援金」として給付される(本法で言う親とは親権をもつ夫婦または単親、両親ともいない場合は子の後見人である) 例えば、子3人の夫婦の場合、支給額は月額5万円(=1万円×3+2万円)である。子1人あたり給付金はそれぞれの子が19歳になると打ち切れ、基礎給付金は支援対象の子が1人になった時点で打ち切られる。親の年収(夫婦の場合は両者の年収合計額)が2千万円を超えた場合は、超えた時点で支援金受給権を喪失する。子が4人を越える場合、4人目からは1人あたり給付金は支給されない。本法に対しては、以下のように様々な方面から批判が向けられている。

**リバタリアン協会(リバ協)**: 子を生むか生まないか、何人生むかは、私事であり、個人の自己決定権に属する。これについていかなる選択をしたかによって政府が有利または不利に扱うのは、どの個人も平等に有する自己決定権を侵害する。そもそもこのような給付は、他者の侵害からの個人の消極的自由の保護という政府の任務を超えた不当な権力行使である。

**フェミニスト協会(フェミ協)**: 利益供与により子を多く生む方向へ夫婦を誘導する本法は、女性の出産・育児の負担を増大させ、改善の兆しがわずかに見えてきた女性の雇用機会・昇進機会を再び悪化させる反動立法である。単親家庭(その殆どは母子家庭)への子育て支援は必要だが、これは出生率増加目的の本法とは別の社会保障制度によるべきである。

**一人っ子の親の会(一子会)**: 本法は、一人っ子の親は負担が少ないという不当な前提に立っている。一人っ子の場合それだけ教育投資が集中的に行われるため、親の負担は子が2人以上の場合と比べて、本法の給付額格差に相応するほど少ないとは言えない。

**地球を愛する会(愛地会)**: 人類は蔓延り過ぎて、この地球の自然資源と生態系を破壊しつつある。子を生まないか1人に止める選択は、人口を減少させる点で地球的観点からは望ましい。本法とは逆に、人口増大につながる2児以上出産の選択をした親には地球保護課徴金を徴収し、それを財源にして、一子のみまたは子どもなしの選択をした親に地球保護報奨金を支給すべきである。

設問(1) 子育て支援法の立場と上記の四つの批判の立場それぞれの是非を検討した上で、出産・子育てはいかなる意味において公共性をもつのか、あるいはもたないのかについて、自己の見解を述べよ。(2000字~3000字)

設問(2) 子育て支援に関する政府・市場・共同体それぞれの役割とその相互関係について、自己の見解を述べよ。(2000字~3000字)

### 2 レポート提出期限： 2010年1月29日(金)午後5時

### 3 レポート提出先： 公共政策大学院事務室